

保護者各位

山梨市長 高木 晴雄
(公 印 省 略)

長期休業中における各種感染症による登所再開方法・様式変更について

日頃より、市の保育行政にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、山梨市学童クラブでは児童及び保護者の負担軽減のため、各種感染症による登所再開方法・様式を変更します。

今回の変更は以下のとおりです。今後、小学校の長期休業中については、「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症登所届」及び「登所届」により登所再開の判断を行うこととします。

なお、様式の変更はインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に対するもの、それ以外の感染症に対するものの2種類あります。これまで利用していた様式は廃止されますので、ご注意ください。

お手数をおかけしますが、様式の変更についてご理解とご協力をお願いいたします。

記

○インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

	変更前	変更後
1	インフルエンザ様症状発症	症状発症
2	「インフルエンザ罹患証明書」を持参し 医療機関を受診 医師に証明書を記入してもらう 学童クラブへ連絡する	医療機関を受診 ※「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症登所届」に医師の記入は必要ありません
3	療養期間を経過するまで自宅安静 体温を「体温記録表」へ記録	療養期間が終了するまで自宅安静 体温と症状（コロナ感染症のみ）を記録
4	「インフルエンザ罹患証明書及び体温記録表、治癒報告書」を記入・持参し登所	「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症登所届」を記入・持参し登所

(裏面へ続く)

○その他の感染症

	変更前	変更後
1	症状発症	症状発症
2	「登所許可証」を持参し医療機関を受診 診断結果に応じ、医師に許可証を記入し てもらう	医療機関を受診 ※「登所届」に医師の記入は必要ありませ ん
3	療養期間を経過するまで自宅安静 登所許可証へ記入	療養期間が終了するまで自宅安静 療養終了後、登所届へ記入
4	登所許可証を持って登所	登所届を持って登所

※どちらも、小学校の長期休業日以外は、小学校へ提出する様式のコピーを学童クラブへ提出してください。

なお、様式は山梨市公式ホームページからもダウンロードできます。

参考：登所停止期間について

○インフルエンザ

	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目
発症1日目に 解熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	発症後5日	登所可
発症2日目に 解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日	登所可
発症3日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登所可

○新型コロナウイルス感染症

	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目
発症1日目に 軽快	発症	軽快	軽快後1日	軽快後2日	発症後4日	発症後5日	登所可
発症2日目に 軽快	発症	発症	軽快	軽快後1日	軽快後2日	発症後5日	登所可
発症3日目に 軽快	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日	軽快後2日	登所可

〒405-8501 山梨市小原西 843
山梨市役所 子育て支援課 保育・児童担当
TEL：0553-22-1111 内線 1152
FAX：0553-23-2800